資料７

第４次佐賀市文化振興基本計画の策定にあたって

目次

１．基本計画策定の方針・・・p.2

２．計画の位置づけ・・・p.3

３．これまでの経過・・・p.4

４．計画の背景となる主な法律・・・p.5

５．佐賀市の文化に関するアンケートの中間報告について・・・p.7

６．佐賀市の将来像・・・p.8

７．第３次佐賀市総合計画の概要・・・p.9

８．スケジュール・・・p.12

1．基本計画策定の方針

大まかな方向性

◆第３次佐賀市総合計画に準じ、簡潔かつ分かりやすい内容に
※イラストや写真を多く配置し、視覚的に読む人を惹きつける工夫

◆文化芸術のもつ多様な価値や魅力を伝えられる内容に

計画期間

令和８年度～令和12年度までの５年間

指標・進捗管理

- 主要な事業についてはこれまで同様に数値目標を設定しつつ、重点事業についても年に１度の推進懇話会で進捗状況を確認し、次年度の計画に活かしていく。

2．計画の位置づけ

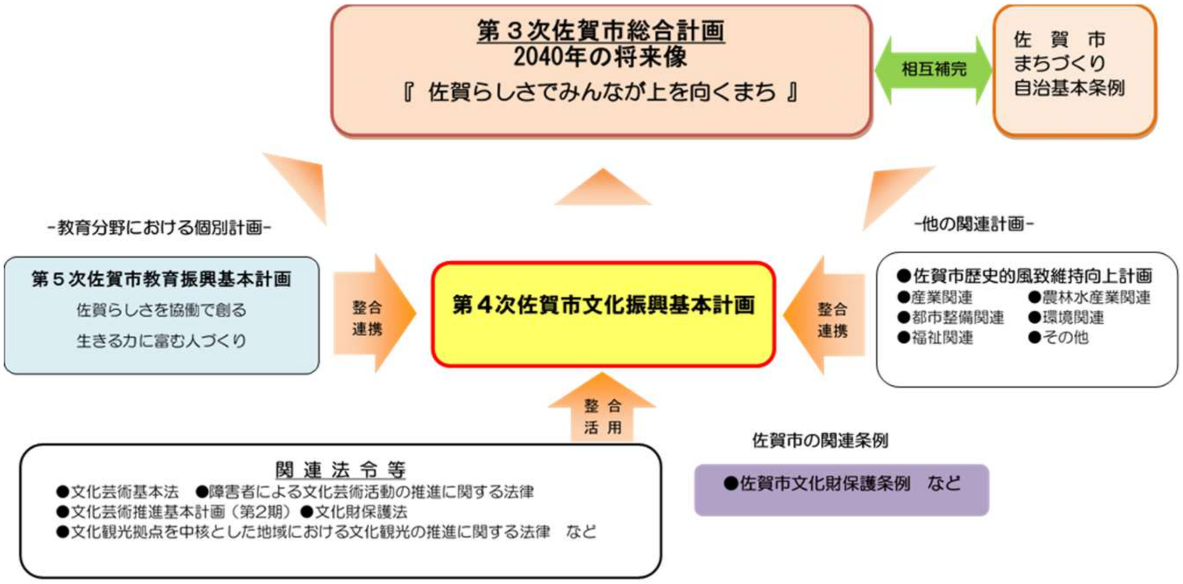

3．これまでの経過

第１次
- H24年度からH28年度までの５年間の計画

【基本理念】豊かな人間性を育み、創造力あふれる佐賀文化の振興

第２次
- H29年度からH32年度（R2年度）までの４年間の計画

【基本理念】豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

第３次
- R3年度からR7年度までの５年間の計画

【基本理念】豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興

※第２次と第３次の基本方針、基本目標は同じ。重点事業が若干変更となっている

4．計画の背景となる主な法律①

文化芸術基本法（平成29年６月改正）

国の文化芸術推進計画を参考に「地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努める」と明記

〇文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要である

〇観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮

〇高齢者及び障がい者の文化芸術活動への支援、食文化の振興等が新たに明記

文化芸術推進基本計画（第２期）の策定（令和５年３月）

文化芸術の本質的価値や社会的・経済的価値を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通したソーシャル・インクルージョン（社会包摂）による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めていた第１期計画を踏襲しつつ、新型コロナウィルス感染症がもたらした影響等を鑑み、文化芸術の本質的価値の再認識と、文化芸術が生み出す社会・経済的な収益が文化芸術の本質的価値向上のための再投資を生み出し好循環することで、国の発展に寄与するとしている。

４．計画の背景となる主な法律②

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和２年５月）

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とするもの。博物館や美術館をはじめとする文化施設が観光事業者と連携し来訪者を惹きつけるような取組みを行うこととしている。

障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年６月）

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とし、障がいのある方々の鑑賞・創造機会の拡大や発表機会の確保、権利保護や販売等に係る支援など、幅広い内容を定めている。

文化財保護法（昭和25年）

文化財保護法は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の６種類に分けて定義し、重要なものを「国宝」「重要文化財」「重要無形文化財」「重要有形民俗文化財」「重要無形民俗文化財」「史跡」「名勝」「天然記念物」等として国が指定し、特に保護することとしている。そのほか、主に明治以降の建造物を「登録有形文化財」として登録し保護する、市町村が決定した「伝統的建造物群保存地区」について特に重要なものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定する、などの制度を定めている。

５．佐賀市の文化に関するアンケートの中間報告について

	送付数	回答数	目標回答数
一般	3,150部	752部	693部
児童・生徒	204部	201部	194部
団体（文化連盟）	187部	135部	127部

	送付数	回答率	目標回答率
一般	3,150部	23.9%	22.0%
児童・生徒	204部	98.5%	95.0%
団体（文化連盟）	187部	72.2%	68.0%

中間報告段階での特徴的な回答について

「一般」

A.歴史と文化に恵まれている
【H28】16.6%→【R1】23.1%→【R6】19.3%

A.文化財保存・活用に関して鑑賞・見学しなかった
【H28】50.6%→【R1】50.2%→【R6】56.0%

「小・中学生」

A.市民芸術祭を知っていますか
【H28】24.3%→【R1】19.8%→【R6】13.9%

「文化連盟」

A.団体の活動内容
①地域の交流活動　61.7%（前回12.3%）
②上演・演奏活動　37.7%（前回61.7%）
③文化・伝承活動　32.1%（前回25.9%）

6．佐賀市の将来像

将来推計人口

佐賀市の総人口は、2040年に20.1万人と、2020年（23.3万人）比で14%減になると推計されている。

土地利用の方針

都市機能を集約したコンパクトなまちを形成しつつ、　各拠点を公共交通等のネットワークで連結。４つのゾーン

- ■ 都市ゾーン
- ■ 田園集落ゾーン
- ■ 山村集落ゾーン
- ■ 有明海沿岸ゾーン

に分けて土地利用を進めていく。

2040年の変化

高齢者が増え、労働者人口の減少が加速する。

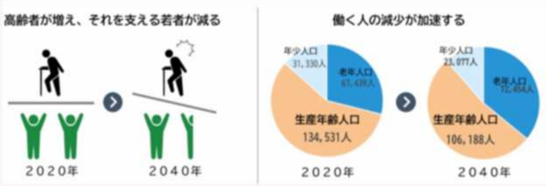

発想の転換

AI等の最新技術とデータを活用し、社会が人に合わせることで、一人ひとりの暮らしを支え、幸福を実感できるまちづくりを目指す。

7．第３次佐賀市総合計画の概要①

基本構想：2025～2040【前期：2025～2032（8年）　後期：2033～2040（8年）】※総合戦略は4年サイクル

2024年に目指す姿（基本構想）

（１）2040年の将来像

『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』

→みんながこのまちのことを好きで、一人ひとりが自分らしく暮らせること

（２）目標

〇変化に向き合い挑み続けることで常に進化し続ける「まち」になろう

〇どんな「ひと」も自分らしく幸せに暮らせるまちにしよう

〇どんな人も自分らしい「しごと」で新たな価値を生めるまちにしよう

→AI等の最新技術とデータを活用したまちづくり

【方針】

社会が人に合わせることで、佐賀らしさを引き立てるまちづくり

→2040年の暮らしを支え、幸福を実感できる佐賀市へ

7．第３次佐賀市総合計画の概要②

各分野の目指す姿（基本計画）

（１）横断的な視点

①主体性…主体性を持ち、安心して暮らし続けられる地域社会へ
②多様性…多様性を理解し、尊重する社会へ
③持続性…持続性を追求し、次世代につながる社会へ
④柔軟性…柔軟性を高め、変わり続ける社会へ
⑤国際性…グローバルな視点を持ち、世界に開かれた社会へ

（２）分野別計画

01子育て・教育	02健康・福祉	03文化・スポーツ	04経済・観光	05農林水産
06生活・環境	07コミュニティ	08防災・安全	09都市・交通	10行政経営

03　文化・スポーツ　～心豊かに夢と誇りを未来につなぐまち～

文化やスポーツは、私たちを夢中にさせ、暮らしに潤いを与えてくれます。
そして、文化やスポーツが生活の一部にあることで、それぞれの夢や誇りにつながります。
これまで培ってきた伝統に新しい風を取り入れながら、文化やスポーツを未来につないでいく。
そうすることでいつまでもワクワクがたくさんあり、心豊かに暮らせるまちを目指します。

7．第３次佐賀市総合計画の概要③

〇2040年に目指す市民等の姿

市民は、歴史や風土に育まれた文化を大切にしながら、新たな文化の創造に取り組み、心豊かに暮らしている。

主なポイント

- 佐賀の歴史や文化が大切に継承されていること
- 市民が文化を身近に感じるとともに、新たな文化が創造されていること
- 市民が誇れる歴史を生かしたまちであること

文化の魅力を高め未来へ

- 市には、歴史や風土の中で育まれてきた佐賀ならではの歴史遺産や伝統文化などが数多くあり、大切に継承されるよう取組を推進します。
- 市民が暮らしの中で多彩な文化芸術に触れ、自ら取り組む機会を創出します。
- 文化が持つ多様な価値や魅力を、最新技術を取り入れながら分かりやすく発信します。
- 江戸期の風情が残る佐賀城下町を、市民が誇れる場所となるよう歴史を生かした公園整備やまちなみ保存などに取り組みます。

8．スケジュール

	R6年度	R7年度											
	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
第４次計画策定委員会	会議①		会議②		会議③		会議④			会議⑤		会議⑥	
事務局		骨子作成		素案作成		素案修正		素案修正				計画策定 製本発注 議会報告・配布	
市民				座談会				パブリック コメント					
第３次計画推進懇話会	懇話会											懇話会	